

福岡県薬剤師国民健康保険組合自家調剤における制限事項

令和3年4月

(○は請求可、×は請求不可)

	項 目	組合員	家族
第1節 調剤技術料	調剤基本料(分割調剤除く)	○	○
	調剤基本料(分割調剤)	×	×
	地域支援体制加算	○	○
	後発医薬品調剤体制加算(1・2・3)	○	○
	後発医薬品減算	○	○
	調剤料 内服薬、頓服薬、注射薬、外用薬、内服用滴剤、浸煎薬、湯薬	○	○
	嚥下困難者用製剤加算	○	○
	一包化加算	○	○
	無菌製剤処理加算	○	○
	麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	○	○
	自家製剤加算(内服薬、頓服薬、外用薬)	○	○
	計量混合調剤加算	○	○
	時間外等加算(時間外、休日、深夜)	×	×
	夜間・休日等加算	×	×
在宅患者調剤加算	×	×	
第2節 薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料(特例含む)	×	×
	麻薬管理指導加算	×	×
	重複投薬・相互作用等防止加算	×	×
	特定薬剤管理指導加算(1・2)	×	×
	乳幼児服薬指導加算	×	×
	吸入薬指導加算	×	×
	調剤後薬剤管理指導加算	×	×
	かかりつけ薬剤師指導料	×	×
	麻薬管理指導加算	×	×
	重複投薬・相互作用等防止加算	×	×
	特定薬剤管理指導加算(1・2)	×	×
	乳幼児服薬指導加算	×	×
	かかりつけ薬剤師包括管理料	×	×
	服用薬剤調整支援料(1・2)	×	×
	服薬情報等提供料(1・2)	×	×
	外来服薬支援料	×	×
	在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×
	在宅患者オンライン服薬指導料	×	×
	麻薬管理指導加算、乳幼児加算	×	×
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	×	×
	麻薬管理指導加算、乳幼児加算	×	×
	在宅患者緊急時等共同指導料	×	×
	麻薬管理指導加算、乳幼児加算	×	×
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	×	×	
経管投薬支援料	×	×	
退院時共同指導料	×	×	
第3節 薬剤料			
使用薬剤料		○	○
第4節 特定保険医療材料料			
特定保険医療材料		○	○

注) 事業主、従業員、家族とも本支店関係にある薬局での調剤は自家調剤扱いとなります。